れた吸収受器を接続して20～25℃で１時間放置する。次に，装置を外し，ガス誘導管内の液を吸収受器内の吸収液に合わせてよく混和した後，この吸収液を１㎝の吸収セルに採り，30分以内にジエチルジチオカルバミン酸銀ピリジン溶液を対照液として波長525nm付近で吸光度を測定するとき，試験溶液の吸光度は，空試験溶液10mlにヒ素標準液４mlを加えた後，水を加えて25mlとした溶液について，試験溶液の場合と同様に操作して得られる吸光度を超えてはならない。

③　鉛の試験法

鉛の試験は，イに示す原子吸光光度法又はロに示すポーラログラフ法により行う。

イ　原子吸光光度法

ａ．装置

原子吸光光度計

光源：鉛中空陰極ランプ

燃料：アセチレンガス又は水素

ｂ．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

クエン酸アンモニウム溶液：クエン酸第二アンモニウム2.5ｇを水に溶かして100mlとする。

硫酸アンモニウム溶液：硫酸アンモニウム40ｇを水に溶かして100mlとする。

ＤＤＴＣ溶液：ジエチルジチオカルバミン酸ナトリウム10ｇを水に溶かして100mlとする。

鉛標準溶液：硝酸鉛1.598ｇを１mol／ｌ硝酸に溶かして1,000mlとする。この溶液８mlを採り，0.5mol／ｌ硝酸を加えて1,000mlとする。

ｃ．試験操作

試験溶液及び空試験溶液それぞれ10mlを採り，それぞれにクエン酸アンモニウム溶液２ml及びブロモチモールブルー試液２滴を加え，溶液の色が黄色から緑色になるまでアンモニア水で中和した後，硫酸アンモニウム溶液２mlを加え，水を加えて20mlとする。次いで，それぞれにＤＤＴＣ溶液２mlを加えて混和し，数分間放置した後，メチルイソブチルケトン10mlを加えて激しく振り混ぜ，静置した後，メチルイソブチルケトン層を分取し，217.0nmの測定波長において試験溶液の吸光度Ａ及び空試験溶液の吸光度Abを測定する。次に，鉛標準溶液１ml及び水１mlを採り，0.5mol／ｌ硝酸を加えて10mlとした後，試験溶液の場合と同様に操作して標準溶液の吸光度As及び水の吸光度Aoを測定するとき，Ａ－Abの値はAs－Aoの値を超えてはならない。

ロ　ポーラログラフ法

ａ．試薬・試液

次に示すもの以外は，第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

第１電解液：1.2mol／ｌ過塩素酸と0.004mol／ｌ塩酸を等容量混合する。

第２電解液：0.6mol／ｌ過塩素酸と0.002mol／ｌ塩酸を等容量混合する。

ゼラチン溶液：ゼラチン100mgに水100mlを加え，加温して溶かす。

鉛標準溶液：硝酸鉛0.1598ｇに硝酸（１→100）１mlを加え，更に水約10mlを加えて溶かした後，第１電解液50mlを加え，更に水を加えて100mlとし，鉛標準原液とする。

鉛標準原液0.8mlを採り，第１電解液を加えて100mlとする。この溶液10mlを採り，第１電解液を加えて100mlとする。

臭化水素酸試液：臭化水素酸（特級）を用いる。

ｂ．試験操作

試験溶液５mlを採り，第１電解液５mlを加えて混和する（直流ポーラログラフを用いる場合にあつては，更にゼラチン溶液0.2mlを加える。）。ただし，試験溶液中にスズが共存する場合は，試験溶液５mlを採り，砂浴上で一旦蒸発乾固させた後，臭化水素酸試液10mlを加え，再び蒸発乾固させる。冷後，臭化水素酸試液５mlを加えて同様に蒸発乾固させた後，塩酸（１→２）５mlを静かに注加し，水浴上で再び蒸発乾固させる。これに第２電解液10mlを加え（直流ポーラログラフを用いる場合にあつては，更にゼラチン溶液0.2mlを加える。），時々混和して３時間以上放置する。この溶液約５mlを電解瓶に採り，電解瓶の白金線が隠れるまで水銀を注入した後，25℃の恒温槽に入れ，滴下水銀電極を挿入する。次いで，電解瓶に窒素を15分間通じた後，－0.3～－1.0Ｖ間のポーラログラフを描かせるとき，試験溶液の波高は，空試験溶液５ml及び鉛標準溶液５mlを採り，混和し，以下，試験溶液の場合と同様に操作して得られる波高を超えてはならない。

ｂ　りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものについては，パツリンの含有量が0.050ppmを超えるものであつてはならない。

２　清涼飲料水の製造基準

⑴　一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は，適当な方法で洗浄し，かつ，殺菌したものでなければならない。ただし，未使用の容器包装であり，かつ，殺菌され，又は殺菌効果を有する製造方法で製造され，使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては，この限りでない。

⑵　個別基準

１．ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa以上のものを除く。）にあつては，次の基準に適合するものでなければならない。

ａ　原水は，自然に，又は掘削によつて地下の帯水層から直接得られる鉱水のみとし，泉源及び採水地点の環境保全を含め，その衛生確保に十分に配慮しなければならない。

ｂ　原水は，その構成成分，湧出量及び温度が安定したものでなければならない。

ｃ　原水は，人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない。ただし，別途成分規格が設定されている場合にあつては，この限りでない。

ｄ　原水は，病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。

ｅ　原水は，芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌，腸球菌，緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり，かつ，１ml当たりの細菌数が５以下でなければならない。この場合の，芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌，腸球菌，緑膿菌及び大腸菌群の試験法並びに細菌数の測定法は，次のとおりとする。

①　検体の採取及び試料の調製

滅菌採取器具を用いてそれぞれの試験及び測定ごとに原水を無菌的に滅菌容器に採取し，これを検体とする。メンブランフィルターろ過装置のファンネル内に検体（芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては，70℃で20分間加熱処理したもの）を250ml（細菌数の測定にあつては，100ml）注いで吸引ろ過した後，滅菌精製水20～30mlで２～３回ファンネル内を洗浄し，吸引ろ過する。ろ過終了後，滅菌ピンセットを用いてフィルターホルダーからメンブランフィルターを剥がし，これを試料とする。ただし，大腸菌群の試験にあつては，原水の原液，10倍液，100倍液及び1,000倍液を作り，これを試料とする。